# 確認作業の手引き

# Ⅰ 調査対象建物の照明器具を「探す」ときの注意事項

#### 1「探す」場所

- 事務所、工場、倉庫、店舗、アパート(共用部や外灯に限る)などの照明器具を探してください。
- ・使用していない建物内外も探してください。
- ・家庭用照明器具(引掛シーリングがあり、設置に電気工事が必要ないもの)はPCB不使用です。
- 調査対象建物内の照明器具については、可能な限り全数を調査してください。

#### 2「昭和52年4月以降に照明器具を更新」について

- ・ 照明器具そのものの更新であって、「蛍光灯の交換」は対象外です。
- ・建物の譲渡により入手した場合など更新状況が不明な場合は、設置されている照明器具の安定器が PCBを含んでいないことを判別してください。

#### 3「使用中の安定器を探す」

- ・ 照明器具は、天井だけでなく、足元灯や屋外灯も対象です。
- 使用していない室内も対象です。

### 4「残置された安定器を探す」

- ・照明器具が更新されていても古い安定器だけが残置されている事例が見られます。
- ・水銀灯については、照明器具と安定器の設置場所が離れている場合があります。

### 5「取り外された安定器を探す」

- 倉庫や物置、作業スペースの片隅に取り外された安定器が放置されている場合があります。
- ・何年も中身を確認していない箱などがある場合は、念のため、開封して中身の確認をお願いします。

#### 6 その他の注意事項

- 高所での作業を行う場合、蛍光灯等の照明器具を取り外す際には、転落や感電することのないよう 安全に十分注意してください。
- ・安定器にはできる限り触れないでください。
- ・安定器が破損している場合や、液漏れが発生している場合は、取扱いに十分注意してください。

#### 【調査にあたっての注意事項】

使用中の照明設備などの確認時は感電等の危険が伴いますので、照明設備を管理しているビルメンテナンス会社や電気工事業者に相談するなど、安全な方法で調査を行うようお願いします。

\*電気工事業者については、お近くの電気工事店に連絡するか、和歌山県電気工事工業組合ホームページの「加盟工事店紹介」などを参照してください。

#### 和歌山県電気工事工業組合

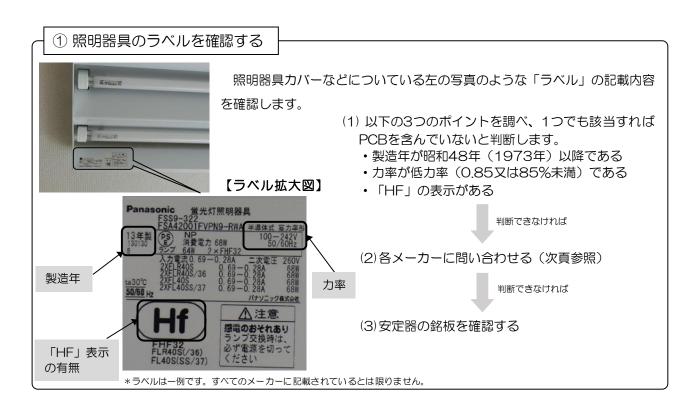
URL: http://w-denko.or.jp/

和歌山県電器商業組合

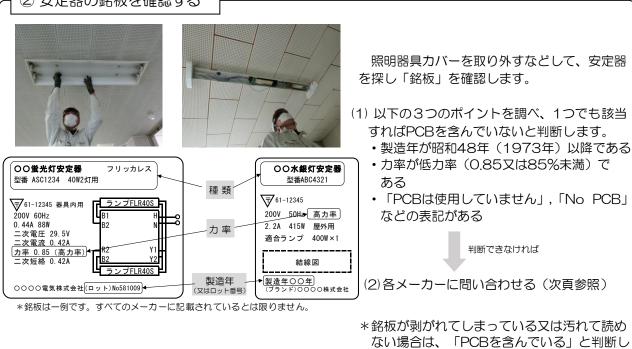
URL: http://www.chuokai-wakayama.or.jp/wadensho/ TEL: 073-453-2616

# Ⅱ 安定器がPCBを含んでいないことを判別する方法

- 1 現在使用中の安定器又は残置された安定器の場合
  - 「①照明器具のラベルを確認する」を実施し、判別できない場合は、「②安定器の銘板を確認する」を実施します。
- 2 取り外された安定器の場合
  - 「②安定器の銘板を確認する」を実施します。







ます。

# ●メーカーへの問合せについて

下記の「安定器メーカー問合せ先リスト」を参照の上、問合せてください。 また、(一社) 日本照明工業会HP(http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm)でも確認することができる場合があります。

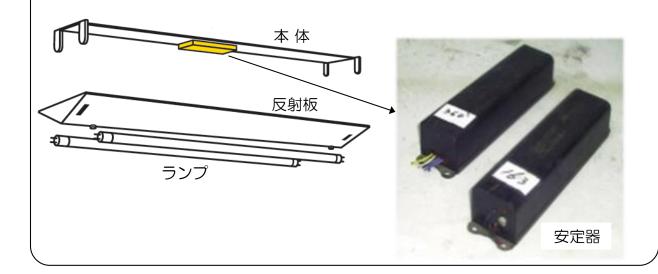
# ●安定器メーカー問合せ先リスト(日本照明工業会HPより作成)

	会社名	問合せ先	電話番号
1	岩崎電気㈱	CSセンター	048-554-1124
2	(株)梅電社(スター)	大阪	06-6333-0004
		東京	03-3944-1651
3	NECライティング㈱【旧:新日本電気】	お客様相談室	0120-52-3205
4	オーデリック㈱【旧:オーヤマ照明/旧:大山電機工業】	カスタマーサーヒ゛ス	03-3332-1123
5	㈱共進電機製作所		06-6309-2151
6	コイス゛ミ照明傑	品質保証部	06-6975-7165
7	星和電機㈱	品質保証部	0774-55-9318
8	大光電機㈱	品質保証部CSセンター	072-962-8437
9	ダイヘン電設機器㈱ヘルメス機器工場【旧:ヘルメス電機】	四変テック㈱ 電子機器事業部 営業部/品質管理部	0877-33-2323
	※(ヘルメス電機、ダイヘンヘルメス事業部が製造した安定器とネオントランスに関してのみ対応)		
10	東芝ライテック㈱【旧:東京芝浦電気、旧:和光電気】	東芝ライテック照明ご相談センター	0120-66-1048
11	㈱GS1アサ【旧:日本電池】	お客様相談室	0120-43-1211
12	㈱光電器製作所		06-6962-2681
13	日立アプライアンス㈱	照明サービスセンター	0120-335-762
	【旧:日立照明/日立製作所の銘板もあります】		
14	藤井電機工業(株)	技術部(PCB問合せ先)	050-3802-3026
		営業担当	072-227-8125
15	扶桑電機工業㈱	照明部	03-3474-1200
16	パナソニック㈱【旧:松下電器産業、旧:松下電工】	パ゚ナソニック㈱お客様相談センター	0120-878-709
	パナソニック㈱【旧:三洋電機】		
17	三菱電機照明㈱【旧:三菱電機】	品質保証部サービス課	0467-41-2773
18	山田照明㈱	カスタマーセンター	03-3253-4810
19	(株)リート゛		048-529-2731

<sup>※</sup>上記内容は連絡なしに変更になる場合があります、その場合はご容赦ください。

#### く安定器とは>

安定器は、蛍光灯などで安定した放電を得るために用いる装置のことで、照明器具の 裏側などに設置されています。



### <PCBとは>

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用した照明器具の安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管、処分をしなければなりません。



# 処分しないと罰則!

国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、地域ごとに定められた 期限までに処分をしないと罰則があります。

http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf



# まもなく処分できなくなる!

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければならず、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

この期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期限の延長はできません。

期限間際には混雑が予想されるため、早めの手続きをお願いします。

国としても、国際的に定められた期限までにPCBを処分しなければならないことから責任を持って取組を進めています。

- Q1 今回の調査票は、誰を対象に(何を基準として)送られているのですか。
- A1 平成元年9月以前に開設された和歌山県内(和歌山市を除く。)事業者等を対象に送付しています。なお、調査対象の抽出にあたっては、国から提供を受けた、基幹統計である経済センサスの調査票情報等の公的データを使用しています。
- Q2 事業を行っていない場合でも、回答する必要があるのですか。
- A 2 現在は事業を行っていない場合であっても、過去に事業の用に供していた建物(昭和52年3月以前建築)がある場合はその建物について調査を行い、回答していただく必要があります。また、事業を営んだことがない場合であっても、事業を行っていた方の相続人は PCB 特別措置法に係る法的義務がありますので、同じく回答していただくようお願いします。
- Q3 昨年も同じような調査票が届いて回答した場合でも、回答する必要があるのですか。
- A3 平成30年10月にも、建物登記情報を基に対象者を抽出し、蛍光灯安定器に係る調査(以下「前回調査」という。)を行いました。前回調査対象者で回答のあった方は今回の調査票送付対象から除いていますが、以下の場合が考えられます。

①前回調査の対象となった、建物登記に記載されている方の氏名と、事業者としての名称が異なる②前回調査時に調査票記入者として回答した方と、建物登記に記載されている方の氏名が異なる③建物(事業所等)が複数あり、前回送付された場所と異なる住所に調査票が届いた。

いずれの場合であっても、今回調査においては、調査票送付名宛人様を対象としておりますので、御回答いただくようお願いします。複数の建物を有している場合は、それぞれについて調査の必要があるため、御回答いただくようお願いします。

なお、調査票が届いた住所以外にも和歌山県内に建物がある場合は、その建物についても調査 を行っていただくようお願いします。

- Q4 他の行政(和歌山市等)から既に調査を受けて回答済みの場合でも回答する必要があるのですか。
- A4 今回調査では、和歌山市を除く和歌山県内の事業者等を対象としています。和歌山市と和歌山市以外にまたがって事業を行っている場合は、お手数ですが和歌山市以外で有する建物について調査を行っていただき、回答いただくようお願いします。
- Q5 同じ内容の調査票が複数届いたのですがどうしたらよいですか。
- A 5 A 3 ③ と同様、調査票が届いたそれぞれの建物において調査を行っていただき、御回答いただくようお願いします。調査票が届いた住所以外にも和歌山県内に建物がある場合は、その建物についても調査を行っていただくようお願いします(回答にあたっては、必要に応じ適宜調査票をコピーしてください。)。
- Q6 (工場や貸しオフィス等のケース)事業を行ってはいるが、建物は人から借りている。回答は誰が したらいいですか。
- A 6 PCB 特措法上の処分等義務を負うのは、事業活動に伴って PCB 使用安定器を排出する者であるので、実際に事業を営んでいる事業者様が御回答ください。
- Q7 年代が古い照明器具はあるがまだ使えるし今後も使おうと思っている。回答する必要はないです か。
- A7 PCB 使用安定器がある場合、令和3年3月31日までに使用を終えて処分する法的義務があります。現状把握のため、調査の上御回答をお願いします。

- Q8 PCBの処分にはどのくらい費用がかかりますか。補助金などはありませんか。
- A8 PCB使用安定器にはさまざまな種類があり、一概に処理費用をお答えすることはできません。 具体的な金額については、国から委託を受けて高濃度PCBの処理を行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)との契約(登録)により決まります。

補助金については一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が処分費用から軽減されます。

参考: JESCO 登録担当 (03-5765-1935)

中小軽減(補助金)担当(0120-808-534)